

**パブリックコメント（意見募集）**

---

# **石狩市税条例の改正について**

---

**令和2年7月1日から7月31日まで**

**石狩市役所 財政部 税務課**



## 1 概要

地方税法が改正されたことに伴い、石狩市税条例（昭和29年条例第20号）の一部について改正が必要となりました。改正が必要となった事項のうち、固定資産税の特例措置について、自治体の自主的判断により税率等を定めるものであることから、石狩市市民の声を活かす条例に基づき、皆様の意見をお伺いするものです。

## 2 内容

### (1) 生産性向上特別措置法に係る固定資産の特例措置の概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、生産性向上特別措置法に係る固定資産の特例措置の対象範囲に、事業用家屋及び構築物が加えられ、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間はその価格に零以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとしています。このことから、次のとおり条例においてその割合を定めることとします。

#### ア 特例措置の割合

特例措置の割合を零（ゼロ）とします。

※ 零と定めることにより、対象とされた設備等に対して、3年間に限り、固定資産は課税されないこととなります。

#### イ 理由

法律の改正前における生産性向上特別措置法に係る固定資産の特例措置について、本市において、特例割合を零（ゼロ）とすることを定めており、この度拡大された対象範囲についても同様に定めることにより、引き続き税制面からも中小企業の設備投資を支援していく必要があります。

#### ウ 対象者

中小企業者等（経営革新等支援機関と連携し、策定した先端設備等導入計画の認定（労働生産性平均年3%以上向上、市の導入促進基本計画に合致）を受けた者）

#### エ 対象設備

(ア) 生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記のいずれかのもの

減価償却資産の種類【最低取得価格／販売開始時期】

- ・機械・装置 【160万円以上／10年以内】
- ・測定工具及び検査工具 【30万円以上／5年以内】
- ・器具備品 【30万円以上／6年以内】
- ・建物附属設備 【60万円以上／14年以内】

(イ) 生産、販売活動等の用に直接供される設備を新規取得すること。

(ウ) 事業用家屋及び構築物

## (2) 再生可能エネルギー発電設備のうち水力発電に係る特例措置

再生可能エネルギー発電設備のうち、出力が5,000W以上の水力発電設備に係る特例率が4分の3を参酌して、12分の7以上12分の11以下の範囲内において市の条例で定める割合を乗じて得た額とされました。本市においての特殊性や考慮すべき事柄等について、特に勘案すべき状況はなく、参酌割合以外とする特段の理由はないため、国が示す参酌割合と同じ割合である4分の3とします。

## 3 関係法令条文

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例)

### 地方税法附則第64関係

第六十四条 中小事業者等が地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第26号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に生産性向上特別措置法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この条において「認定先端設備等導入計画」という。）に従って取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。）をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等（以下この条において「先端設備等」という。）に該当する事業の用に供する家屋及び構築物（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

### 地方税法附則第10条第30項関係

30 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）であつて、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から

三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 略

ニ 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額

イ 特定太陽光発電設備（前号イに掲げるものを除く。）

ロ 特定風力発電設備（前号ロに掲げるものを除く。）

ハ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。次号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

三 略

#### 4 意見の検討結果の公表

提出いただきましたご意見は、その内容を検討し、令和2年8月中旬頃公表する予定としています。